

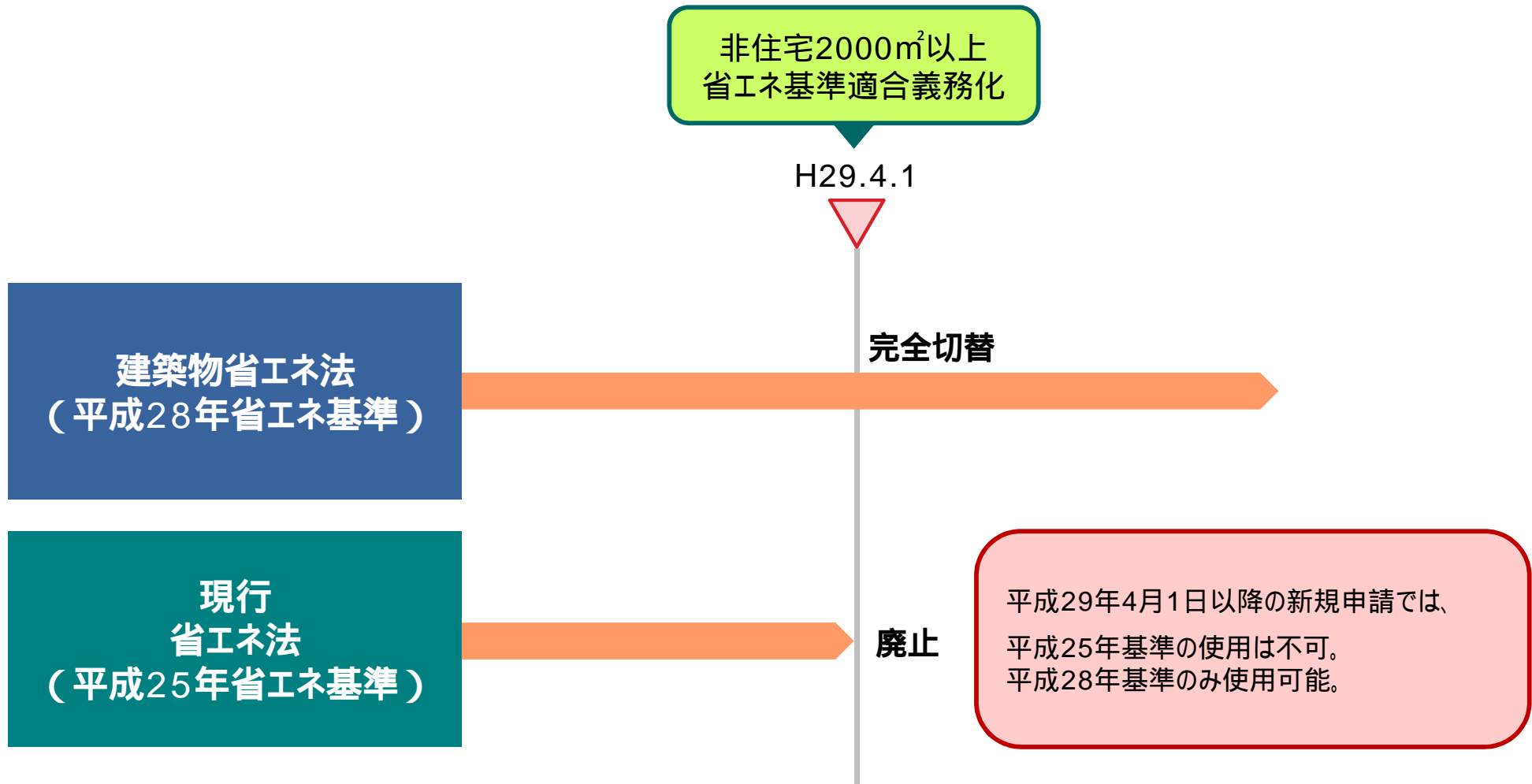
各種制度における 平成28年省エネ基準への完全切替日について

ハウスプラス住宅保証株式会社

省エネ法（省エネ基準）の切替日について

現状は、建築物省エネ法と現行省エネ法が併存している状態ですが、平成29年3月31日をもって現行省エネ法が廃止となり、4月1日より建築物省エネ法に一本化されます。

これにより、省エネ基準も4月1日以降は建築物省エネ法に基づく平成28年基準のみとなり、現行省エネ法に基づく平成25年基準を使用することはできなくなります。



各種制度における適用する省エネ基準の制限について

省エネ基準を引用した各種の制度においても、平成29年4月1日以降の新規申請では必ず平成28年基準で省エネ性を検討する必要があり、該当する物件はそれぞれ以下の表を満たす物件です。

表に該当する物件の場合は、ご申請前に平成28年基準で省エネ性を検討していることをご確認ください。

| 各種制度 | 平成28年基準としなければならない物件（変更の申請を除く） |
|----------------------------|--|
| 住宅性能表示 | 設計住宅性能評価の受取日 が平成29年4月1日以降の物件 |
| 長期優良住宅 | 所管行政庁への認定申請日 が平成29年4月1日以降の物件 技術的審査の受付日とは異なります。 技術的審査依頼書に記載の認定申請予定日より、認定申請日を判断いたします。 |
| 低炭素建築物 | 所管行政庁への認定申請日 が平成29年4月1日以降の物件 技術的審査の受付日とは異なります。 技術的審査依頼書に記載の認定申請予定日より、認定申請日を判断いたします。 |
| B E L S | 受取日 が平成29年4月1日以降の物件 |
| 贈与税の非課税措置にかかわる証明書 | 設計審査の受取日 が平成29年4月1日以降の物件 |
| すまい給付金にかかる現金取得者向け新築対象住宅証明書 | 受取日 が平成29年4月1日以降の物件 |

フラット35適合証明は、住宅金融支援機構の取り決めによる

表に該当しない物件は平成25年基準も使用可能

(参考) 平成28年基準と平成25年基準との相違点

外皮性能基準

以下の 及び において、平成28年基準と平成25年基準とでは取扱いが異なります。

共同住宅等における線熱貫流率の取扱いについて

共同住宅等における梁の線熱貫流率 () について、平成25年基準では下階住戸の貫流熱損失として取扱っていたが、平成28年基準では接する住戸数に応じて按分し、それぞれの住戸の貫流熱損失として計算を行うこととする。

平成28年基準
隣接する住戸で按分

平成25年基準
下階の住戸で按分

窓枠を考慮した日射熱取得率の使用

日射熱取得率の計算に際し、平成25年基準では窓枠を考慮しないガラス種別に応じた日射熱取得率を使用できることとしていたが、平成28年基準では、窓枠を考慮した日射熱取得率の値を用いることとする。

平成28年基準
窓枠+ガラスの
日射熱取得率で計算

平成25年基準
ガラスのみの
日射熱取得率で計算

(参考) 平成28年基準と平成25年基準との相違点

一次エネ性能基準

平成28年基準と平成25年基準とは、使用する計算プログラムが異なります。

平成28年基準
Ver.2.0以降を使用

4.1 平成28年省エネルギー基準に準拠したプログラム及び技術情報

エネルギー消費性能

エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版) Ver. 2.1.2を使用する

4.2 平成25年省エネルギー基準に準拠したプログラム及び技術情報

エネルギー消費性能

住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム Ver. 1.15.3を使用する

上記プログラムのリンク先URL → <http://house.classic.lowenergy.jp/>
省エネルギー基準(平成28年1月公布)の附則に従い、平成29年3月までの使用となります。

平成25年基準
Ver.1.15.3を使用